

令和3年度 私立小中学校等就学支援実証事業費補助金のご案内

都内の私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方の授業料負担の軽減を行いつつ、私立学校を選択している理由等について実態を把握する実証事業を実施しています。

年収約400万円未満の世帯 ⇒ 年額10万円（在学校の授業料が上限）

※年収は、父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、家族の状況等により異なります。
※本事業は実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても、支援の対象とならない場合があります。
※この「ご案内」をお読みになり、申請の対象となる方は、学校を通じて申請手続きをお願いします。

申請の対象となる方

対象となる方は、児童生徒の保護者等※1で下記の1～6の全ての要件を満たす方です。

- 1 児童生徒が、都内私立の小学校、中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部のいずれかに、**令和3年7月1日時点**で在学していること
- 2 児童生徒の保護者等の所得金額※2合計から人的控除等の所得控除額合計を減じた額(判定額)が**140万円未満**であること(ひとり親控除の適用がある場合は判定額が**143万円未満**であること)
- 3 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと
- 4 保護者等の資産保有額※3の合計が600万円以下であること
- 5 保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること
- 6 保護者等が、この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること

※1 保護者等とは、以下に該当する全ての方です。

① 親権者、② 児童生徒と同居する祖父母、③ ①②の者と同等程度又は同等程度以上に授業料を負担する者がいる場合においては、当該負担者

※2 所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得も含み、損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算します。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算します。
なお、令和2(2020)年1月～12月の間において課税証明書に含まれていない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても判定に当たって勘案します。

※3 資産保有額とは、保護者等に該当する者について、以下の金額を合算した額になります。

預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、貴金属（金・銀（積み立て購入を含む。）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの）、投資信託、タンス預金（現金）、負債（借入金等）

申請の方法

申請書類 作成・提出

6月下旬～各学校が
定める期間

※学校によって
締切は異なります

【申請書類提出先】

申請は在学する学校を通じて行います。学校で「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書」などを受け取り、必要書類を揃えて申請してください。

※締切が早い学校もありますので、ご注意ください。

【申請に必要な書類】

申請書、誓約書、令和3年度の課税証明書（コピー可）、資産保有額が確認できる書類の写し（通帳の写し、負債残高証明書など）等

※詳細は「令和3年度私立小中学校等就学支援実証事業費補助金 申請手続きのお知らせ」をご覧ください。（学校経由で入手）

※申請書類等は6月下旬頃各学校へ送付する予定です。

～ 書類の審査・文部科学省による保護者等へのヒアリングなど ～

審査 結果通知等

令和4年2月下旬

【審査結果通知】

在学する学校を通じて、審査結果を通知します。

【保護者等への支給】

この補助金は、学校設置者が保護者等に代わって補助金を受領し、保護者等へ支給します。

※支給の時期・方法は学校によって異なりますので学校へお問い合わせください。

よくあるご質問

Q1. 申請書はどこでもらえますか。

A. 申請書類等は、在学している学校から入手してください。学校によっては締切が早い学校もありますので、ご注意ください。なお、申請書類等は6月下旬頃各学校へ送付する予定です。

Q2. 都外在住でも補助を受けられますか。

A. 都外在住であっても、都内の私立小中学校等に通学している場合は補助を受けられます。

Q3. 補助金はいつもらえるのですか。

A. この補助金は、学校設置者が児童生徒・保護者に代わって補助金を受領し、保護者へ支給するものです。学校からの支給の時期・方法は学校によって異なりますので学校へお問い合わせください。

Q4. 授業料は一旦学校に支払うのですか。

A. 授業料減額の時期や方法は学校によって異なります。学校へお問い合わせください。

Q5. 保護者が海外赴任のため、課税証明書が取得できません。申請はできますか。

A. 申請できます。ただし、課税証明書に含まれていない日本国外での収入がある場合、国外での収入を証明する書類が必要になります。詳細は下記問合せ先へご相談ください。

Q6. 事情により、親権者以外の者が申請したいのですが。

A. 親権者が不在の場合は、未成年後見人が申請者となります。未成年後見人も存在しない場合は「主たる生計維持者（原則、健康保険法の扶養者）」が申請者となります。個別の事情により申請可否や必要書類が異なりますので、下記問合せ先へご相談ください。

Q7. 資産とは、何をさすのですか。

A. 預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、貴金属（金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの）、投資信託、タンス預金（現金）、負債（借入金等）のみをさします。持家等の不動産は資産に含めません。

Q8. 7月2日以降に転学した場合はどこに申し込めばよいですか。

A. 7月1日時点で在学していた都内私立学校からのお申込みになります。この「ご案内」をお読みになり、補助対象となる方は、7月1日時点で在学していた学校から必要書類を入手・ご提出ください。なお、7月1日時点で公立学校に在学していた児童生徒は本補助金の対象外です。また、7月1日時点で都外の私立小中学校等に在学していた場合は、学校所在地の道府県にお問い合わせください。

Q9. 授業料が減免されている場合は補助を受けられますか。

A. 授業料が減免されている場合でも、年額10万円の範囲内で、減免後の授業料額まで補助を受けることができます。

提出された個人情報の取扱いについて

- ・東京都が収集する児童生徒や保護者等の個人情報は、法令等に従い適正に管理します。
- ・当補助金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。
- ・ご提出いただいた個人情報は、必要な範囲内で、在学する学校法人、（公財）東京都私学財団、東京都及び文部科学省が共有します。
- ・ご提出いただいた調査票については、文部科学省において適正に廃棄します。

お問合せ先

申請要件等ご不明な点がございましたら、下記の問合せ先までお問い合わせください。

(03) 5206-7807

小中学校等就学支援実証事業担当
（（公財）東京都私学財団内）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2-16-1 軽子坂田中ビル地下1階（土・日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00）